

東日本大震災からの復興の状況と取組

令和 8 年 7 月 2 日
復興庁



東日本大震災の概要

発生日時	平成23（2011）年3月11日14:46
マグニチュード	9.0
震度6弱以上県数	8県 （宮城、福島、茨城、栃木、岩手、群馬、埼玉、千葉）
津波	各地で大津波を観測 （最大波 相馬9.3m以上、宮古8.5m以上、大船渡8.0m以上）
死者 行方不明者	死者19,787名（※震災関連死を含む。） 行方不明者2,549名（令和8年3月1日現在）
住家被害（全壊）	122,204棟（令和8年3月1日現在）
災害救助法の適用	241市区町村 （青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉、東京、長野、新潟の10都県）
複合災害	東京電力福島第一原子力発電所の事故 避難指示区域の面積1,150km ² （平成25年8月（最大））、避難者数47万人（発災当初）

緊急災害対策本部とりまとめ報（令和8年3月10日）及び令和4年版「防災白書」を基に作成



出典：内閣府広報誌「ぼうさい」平成23年度夏号（第63号）



出典：東京電力ホールディングス



復興の状況

各復興期間において、復興基本方針に基づき、それぞれの地域で必要な取組を行ってきている。

地震・津波被災地域

- インフラの復旧・復興は概ね完了。
 - ・高台移転による宅地造成、災害公営住宅の整備が完了。
 - ・復興道路・復興支援道路が全線開通し、被災した鉄道も全線運行再開。
- 一方で、心のケア等の中長期的な対応が必要な課題については、政府全体の施策を活用することなどにより、引き続き必要な支援。

原子力災害被災地域

- 廃炉、除去土壌等の県外最終処分、全域の避難指示解除といった中長期にわたる課題が残る。
- 帰還困難区域においても、2022～23年度に一部避難指示解除。住民帰還開始。
（特に、原発周辺の双葉町、大熊町、浪江町、富岡町）
- 復興庁・各省庁において、生活環境整備、農業などの産業の再生の支援を継続。
（主に、浜通り地域等の被災12市町村）
- 福島復興・再生に向けた課題について、まずはこの5年間（令和8年度～）で何としても解決していくという強い決意の下、本格的な復興・再生に向けた取組を行う。

（参考）各復興期間

集中復興期間
平成23～27年度

第1期復興・創生期間
平成28～令和2年度

第2期復興・創生期間
令和3～7年度

第3期復興・創生期間
令和8～12年度

地震・津波の被災地域の状況

- 岩手・宮城などの地震・津波の被災地域は、住まいの再建や復興まちづくり等が概ね完了。
- 一方で、心のケア等の中長期的な課題について適切に取り組む。

1. 住まいとまちの復興

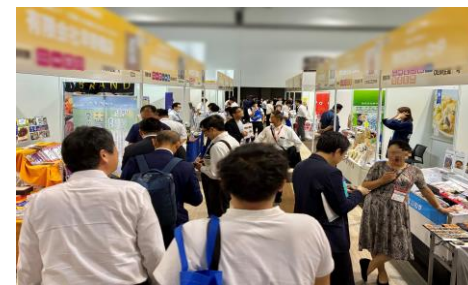
- ・ 高台移転による宅地造成、災害公営住宅の整備が完了。
復興道路・復興支援道路が全線開通し、被災した鉄道も全線運行再開。
- ・ 土地区画整理等による造成宅地や移転元地の活用について、
地域の個別課題にきめ細かく対応して支援。



岩手県宮古市（田老地区）の高台移転

2. 産業・生業の再生

- ・ 生産設備は概ね復旧。
- ・ 被災地の中核産業である水産加工業の売上げ回復に向け、
販路開拓等を支援。



被災地水産物の展示商談会

3. 被災者支援

- ・ 心のケアや被災した子どもに対する支援等の中長期的取組が必要な課題については、政府全体の施策も活用して対応。



被災者の心のケア活動

住まいとまちの復興

- (現状) ● 復興道路・復興支援道路約570kmの全線開通。(令和3年12月)
- 被災した鉄道が全線再開(BRTによる復旧を含む)。(令和2年3月)

復興道路・復興支援道路の整備

※計画済延長(事業中区間と供用済区間の合計)570kmのうち供用済延長の割合

42%
(239km)

100%
(570km)



2016年3月

2021年12月



三陸沿岸道路
(気仙沼港～唐桑半島)

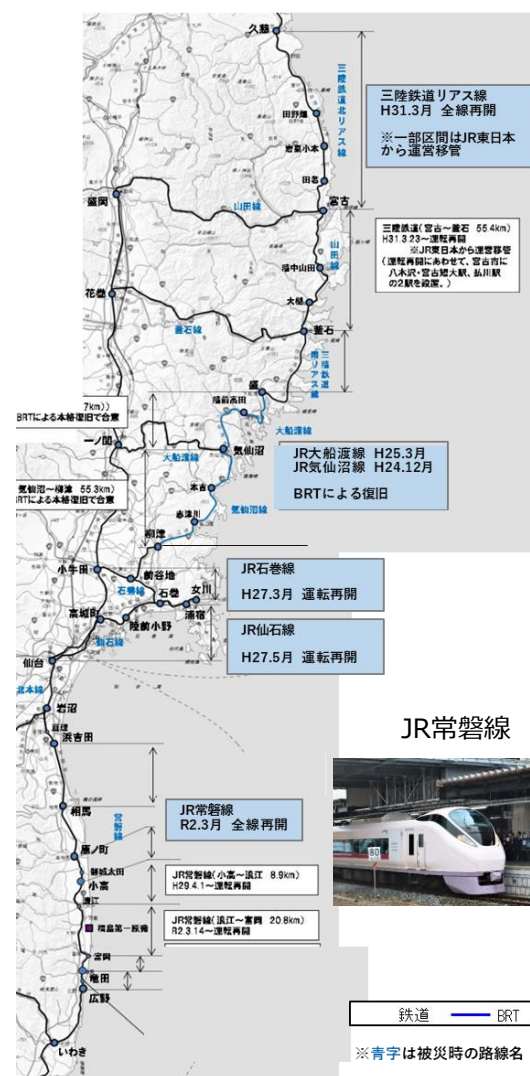


三陸鉄道

復興道路・復興支援道路の開通



鉄道の復旧



住まいとまちの復興

(現状) ● 高台移転による宅地造成（計画約1.8万戸）（令和2年3月）、災害公営住宅の整備（計画約3.0万戸）が完了。
（令和2年12月）※帰還者向けの災害公営住宅を除く

(取組) ● 造成宅地や移転元地等の活用について、地域の個別課題にきめ細かく対応して支援。

災害公営住宅の整備

※災害公営住宅の供給計画戸数（29,654戸）のうち完成戸数の割合
※帰還者向けの災害公営住宅を除く

58%
(17,171戸)

→

100%
(29,654戸)

2016年3月

2020年12月



宮城県気仙沼市

高台移転による宅地造成

※岩手県、宮城県、福島県における
民間住宅等用地の供給計画戸数（18,226戸）のうち完成戸数の割合

45%
(8,179戸)

→

100%
(18,226戸)

2016年3月

2020年12月

移転元地の活用事例（岩手県大船渡市 いわて銀河農園）



移転元地を活用して整備された
トマト用の生産技術高度化施設。

通年の出荷や地元人材の安定的な雇用創出を実現。

造成地の活用事例（岩手県 陸前高田市）

民間団体等との官民連携を支援。

- ① 地元・民間団体との土地活用検討・実践の機運と体制づくり
- ② 宅建業者と連携した土地バンクの仕組みや補助制度創設



地元・民間団体による視察



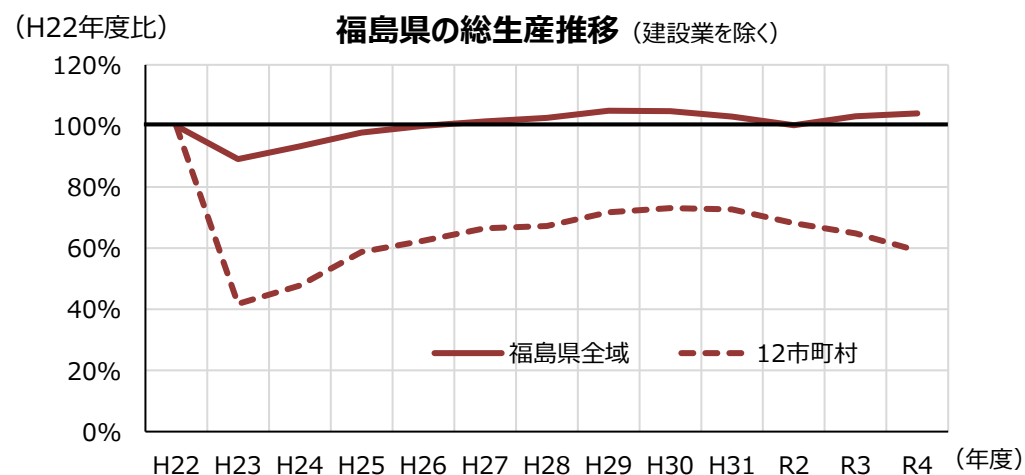
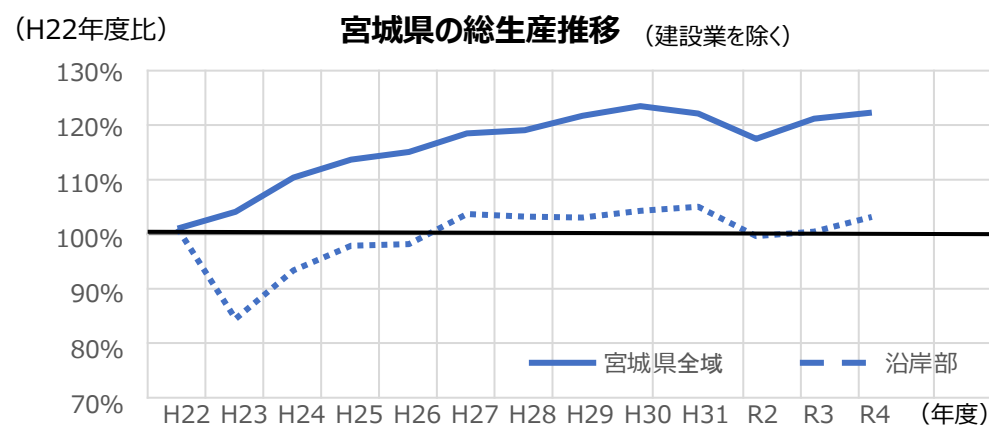
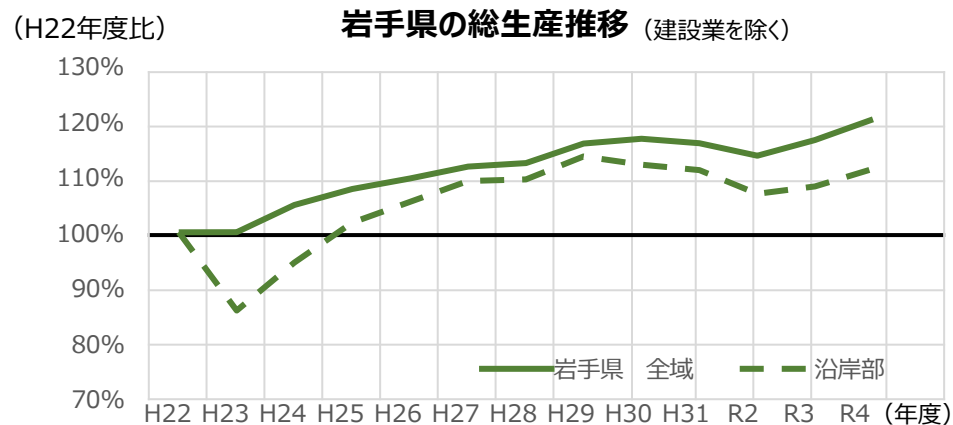
民間団体との連携による
社会実験の実施



土地バンクの補助制度創設
・パンフレットの作成

産業の復旧・復興状況

- 岩手県、宮城県の総生産は、概ね震災前の水準まで回復した。
- 福島県の総生産は、県全域については概ね震災前の水準に留まり、特に12市町村の回復は依然として低い水準にとどまる。



地域の防犯、除草等の地域コミュニティ貢献活動の実施を進出企業に促す改正を実施。

- **自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金等による産業集積**
- ・ 福島浜通り地域等における累計企業立地件数及び雇用創出数
(令和7年9月末時点 浜通り地域等15市町村抜粋(採択ベース))

企業立地件数：439件 雇用創出数：4,958人

※津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金／ふくしま産業復興企業立地補助金／自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金

※岩手県沿岸部 … 洋野町、久慈市、野田村、普代村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市

※宮城県沿岸部 … 気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、東松島市、松島町、利府町、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、名取市、岩沼市、亘理町、山元町

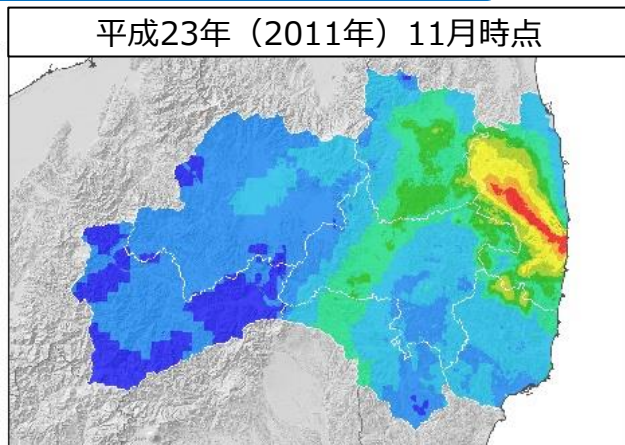
※福島県12市町村 … 川俣町、田村市、南相馬市、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯館村

出典：各県「市町村民経済計算」を基に復興庁が作成

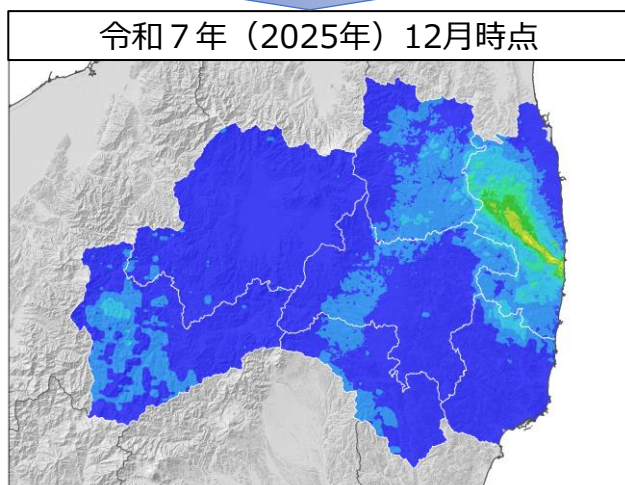
空間線量率の低下、避難指示区域の見直しと解除

空間線量率の低下

平成23年（2011年）11月時点



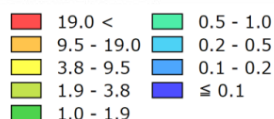
令和7年（2025年）12月時点



<凡例>

地表面から1 m高さの空間放射線量率

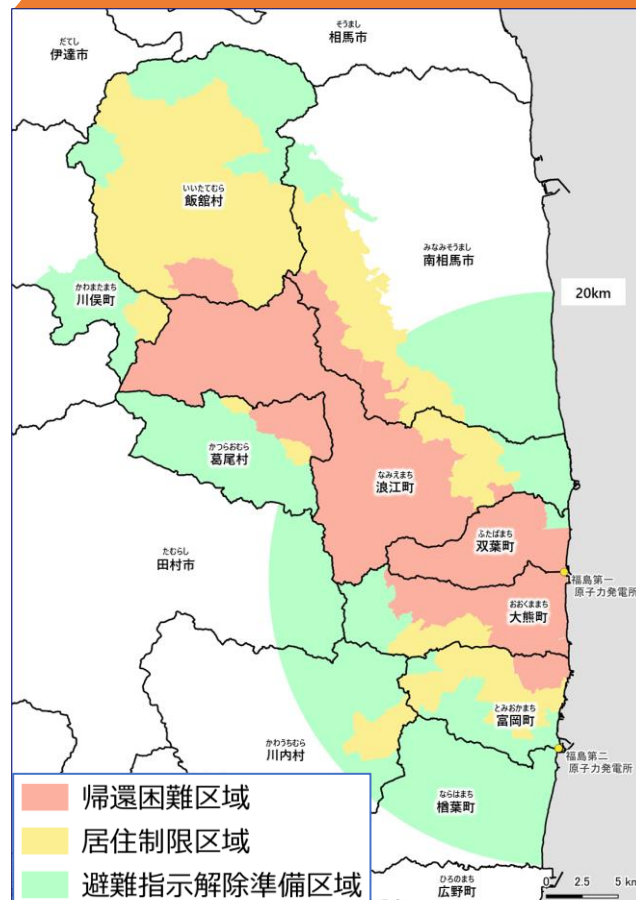
※単位：マイクロシーベルト/時



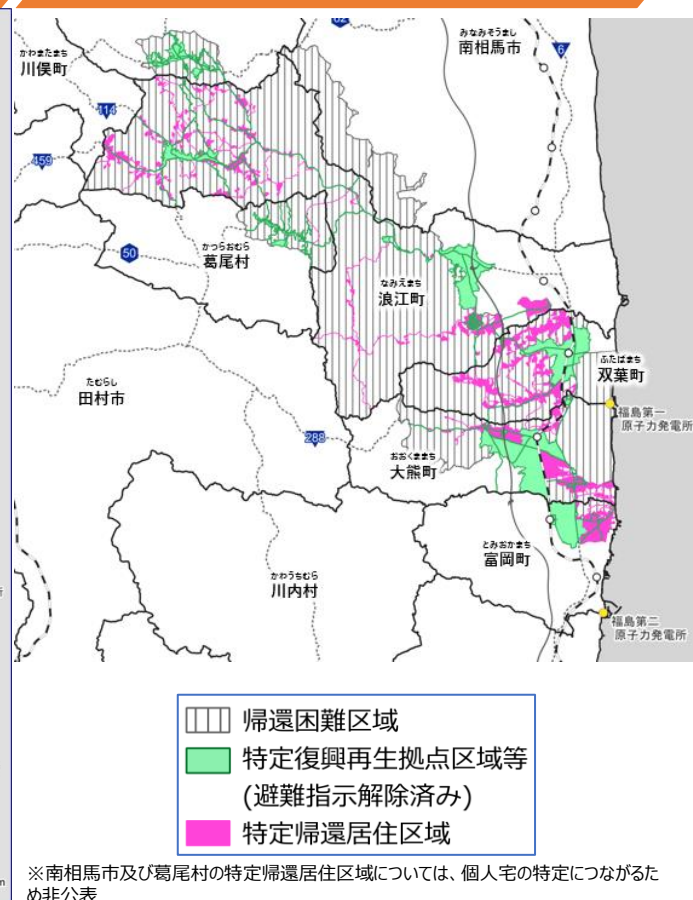
- 全国水準調査の年間平均空間線量率の範囲は、0.015～0.106マイクロシーベルト/時であり、凡例の ■ ≤ 0.1 に該当
- インド（ケララ）の空間線量率は、1.05マイクロシーベルト/時であり、凡例の ■ 1.0 - 1.9 に該当

避難指示区域の見直しと解除

平成25年8月8日
(区域見直しの完了時点)



令和8年3月末時点



- 帰還困難区域
- 特定復興再生拠点区域等
(避難指示解除済み)
- 特定帰還居住区域

※南相馬市及び葛尾村の特定帰還居住区域については、個人宅の特定につながるため非公表

●帰還困難区域

「たとえ長い年月を要するとしても、将来的に帰還困難区域の全てを避難指示解除し、復興・再生に責任を持って取り組む」

●特定帰還居住区域

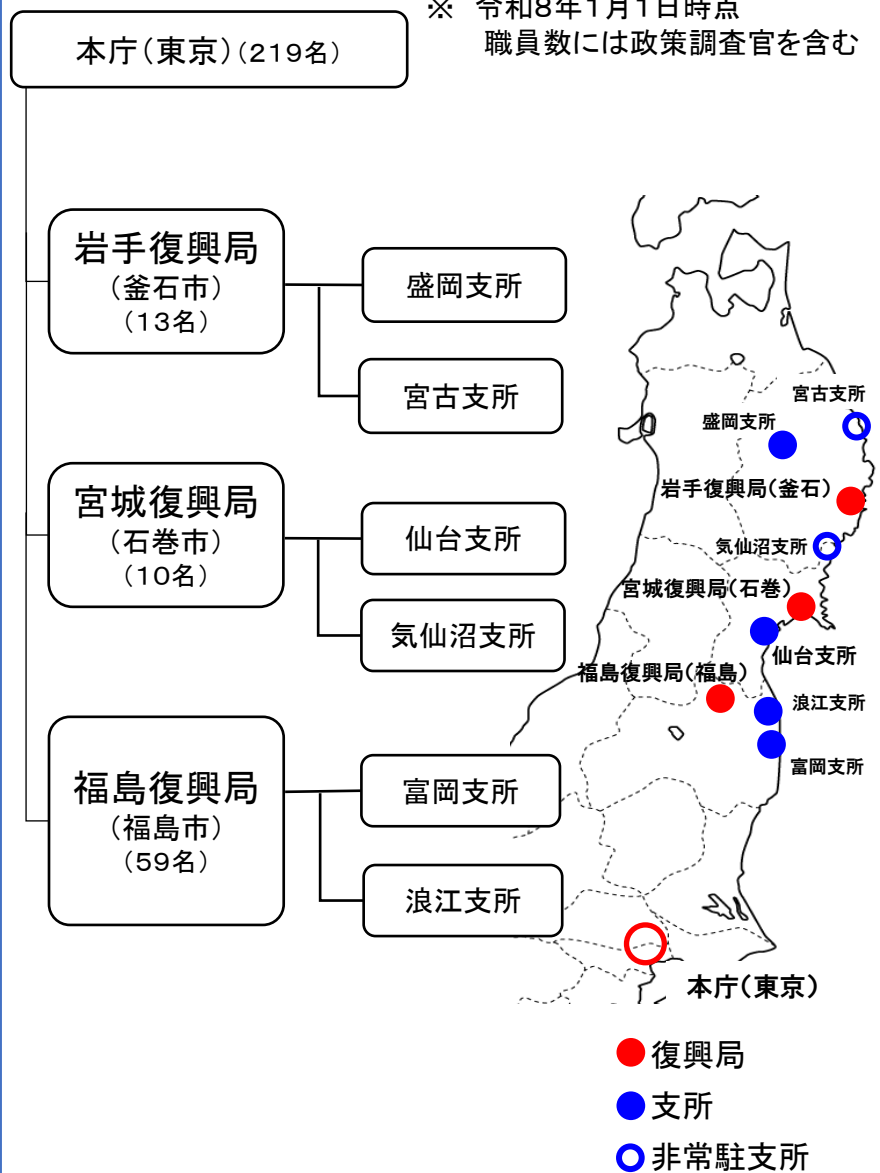
「2020年代をかけて、帰還意向のある住民が帰還できるよう、避難指示解除の取組を進めていく」方針を決定
(2021年8月)

➡「特定帰還居住区域」制度を創設（2023年6月改正福島特措法）

復興庁の体制

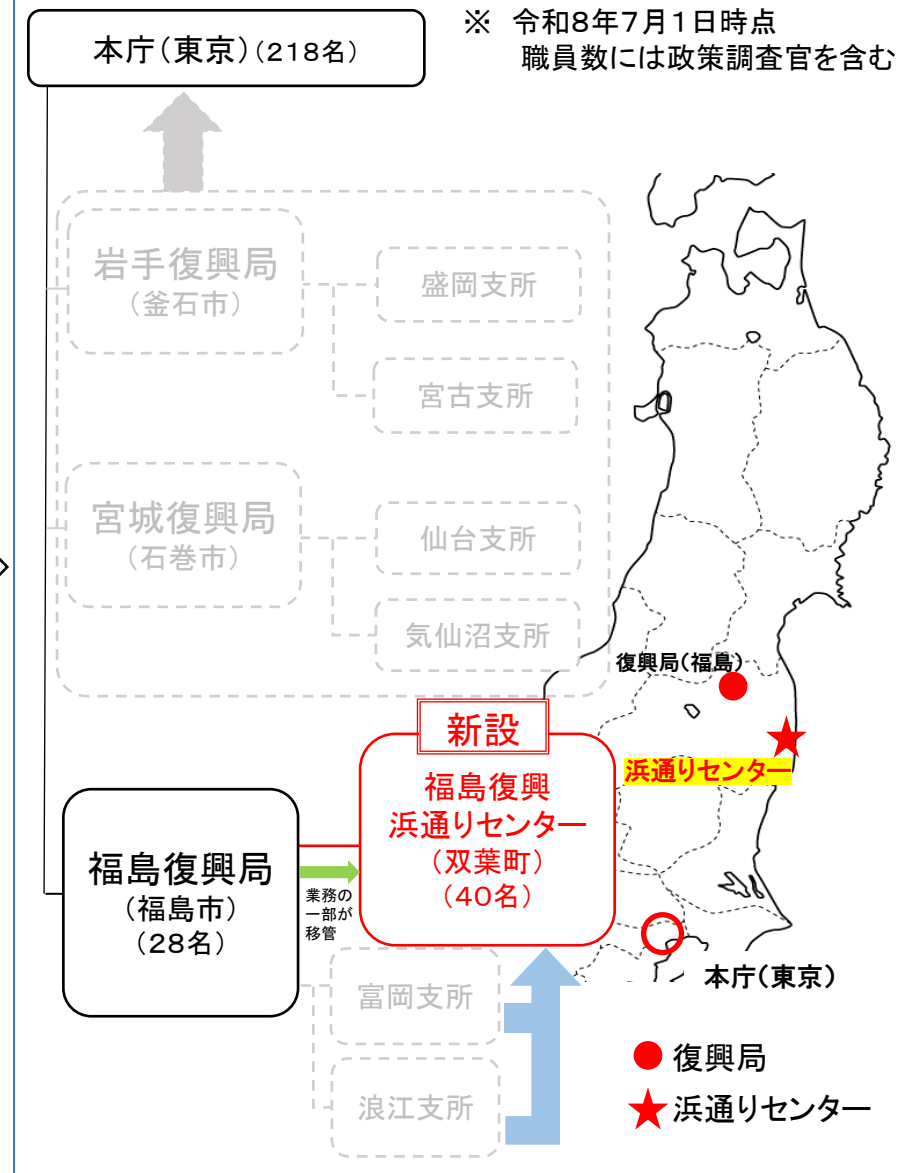
令和8年1月時点の体制

※ 令和8年1月1日時点
職員数には政策調査官を含む



福島復興浜通りセンター設置後の体制

※ 令和8年7月1日時点
職員数には政策調査官を含む



原子力災害被災12市町村の人口、居住率

自治体名	広野町	田村市	川俣町	川内村	南相馬市	楡葉町	葛尾村	飯舘村	浪江町	富岡町	大熊町	双葉町
全域住基人口 (2011.3※) A	5,490人	41,701人	15,892人	3,038人	71,561人	8,011人	1,567人	6,509人	21,542人	15,830人	11,505人	7,100人
全域住基人口 (2026.5※) B	4,492人	31,991人	11,038人	2,150人	54,356人	6,190人	1,194人	4,297人	13,944人	10,903人	9,763人	5,029人
全域実居住人口 (2026.5※) C	4,093人	31,332人	10,498人	1,814人	51,994人	4,463人	470人	1,509人	2,482人	2,792人	1,207人	243人
C / B	91.1%	97.9%	95.1%	84.3%	95.7%	72.1%	39.4%	35.1%	17.8%	25.1%	12.4%	4.8%

※ A、B、Cは市町村HPや市町村へのヒアリングに基づき記載。

※ 「全域住基人口(2011.3)」について2011.3.11時点。ただし、田村市及び双葉町は2011.3.1時点。

※ 「全域住基人口(2026.5)」、「全域実居住人口(2026.5)」について2026.5.1時点。ただし、南相馬市、浪江町、大熊町、楡葉町は2026.4.30時点。

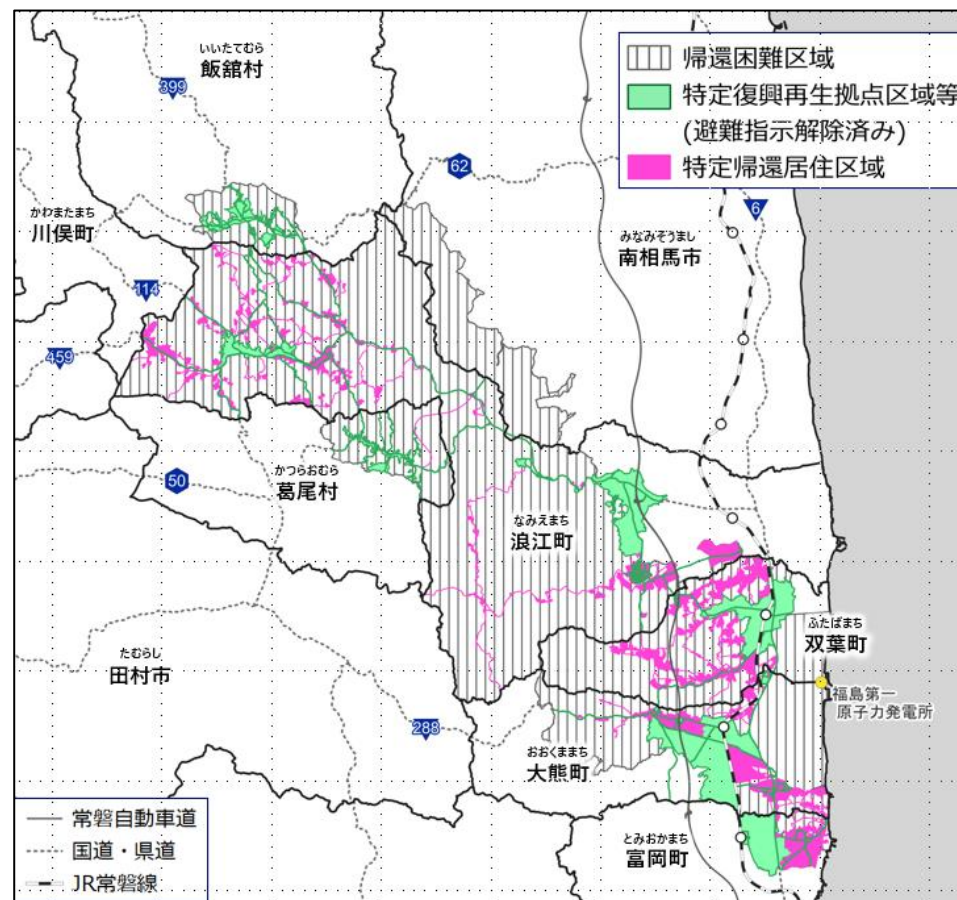
特定帰還居住区域への帰還促進

- 2020年代をかけて、帰還困難区域となっている区域に帰還する意向のある住民が帰還できるよう、**帰還困難区域を抱える7市町村（大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、葛尾村、飯館村、南相馬市）**が「特定帰還居住区域復興再生計画」（区域計画）を作成・申請し、国が認定する「**特定帰還居住区域**」制度を創設。
- これまでに、**大熊町、双葉町、浪江町、富岡町、南相馬市及び葛尾村が、区域計画を作成・申請し、国が認定**。避難指示の解除に向けて、順次、除染等を実施。

○各市町村における主な取組

市町村	取組状況
大熊町	- 令和5年9月に区域計画の認定、同年12月に除染等に着手。 - 令和6年2月に対象区域を追加する区域計画の変更。 - 令和7年4月までに2回目の帰還意向調査を実施。 - 令和8年3月に対象区域を追加する区域計画の変更。
双葉町	- 令和5年9月に区域計画の認定、同年12月に除染等に着手。 - 令和6年4月に対象区域を追加する区域計画の変更。 - 令和7年4月までに2回目の帰還意向調査を実施。 - 令和8年2月に対象区域を追加する区域計画の変更。
浪江町	- 令和6年1月に区域計画の認定、同年6月に除染等に着手。 - 令和7年1月までに2回目の帰還意向調査を実施。 - 令和7年3月に対象区域を追加する区域計画の変更。
富岡町	- 令和6年2月に区域計画の認定、同年9月に除染等に着手。 - 令和7年4月までに2回目の帰還意向調査を実施。 - 令和8年2月に対象区域を追加する区域計画の変更。
南相馬市	令和7年3月に区域計画の認定。
葛尾村	- 令和7年7月に区域計画の認定。 - 令和8年3月に対象区域を追加する区域計画の変更。

○避難指示区域の概念図（令和8年3月時点）



※南相馬市及び葛尾村の特定帰還居住区域については、個人宅の特定につながるため非公表

移住・定住の促進

- 活力ある地域社会の維持・形成に向けて、帰還促進と併せて、移住・定住の促進に関する取組を進めている。
- 本年7月から、ふくしま12市町村移住支援センターの機能強化として、新たに東京に拠点を設置し首都圏域での情報発信を強化。

被災12市町村 移住世帯数・移住者数推移（福島県公表）

避難地域 12市町村	令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数	世帯数	人数
	115	152	155	213	326	436	427	603	637	839	578	822	727	975

【集計方法】

- ① 市町村の移住・定住担当部署に対する照会への回答に基づく集計

※ この数値は、市町村窓口でのアンケート等により把握できた移住世帯数・移住者数を県が集計したもの

【実績として集計するもの】

- ① 自治体の移住支援を受けて移住した転入者
- ② 地方暮らしや住環境を求めたことに伴う転入者
- ③ 学生の就職による転入者
- ④ 社会人の就職・転職・起業による転入者

- ⑤ 結婚に伴う転入者
- ⑥ 親族との同居に伴う転入者
- ⑦ 地域おこし協力隊採用に伴う転入者
- ⑧ 県外からの二地域居住者（住民票の異動を伴わない者）

【実績に含まないもの】

- ① 転勤（勤め先の都合によるもの）による転入者
- ② 進学（高校、専門学校、短大、大学等）による転入者



移住相談窓口



移住相談フェア



お試し住宅

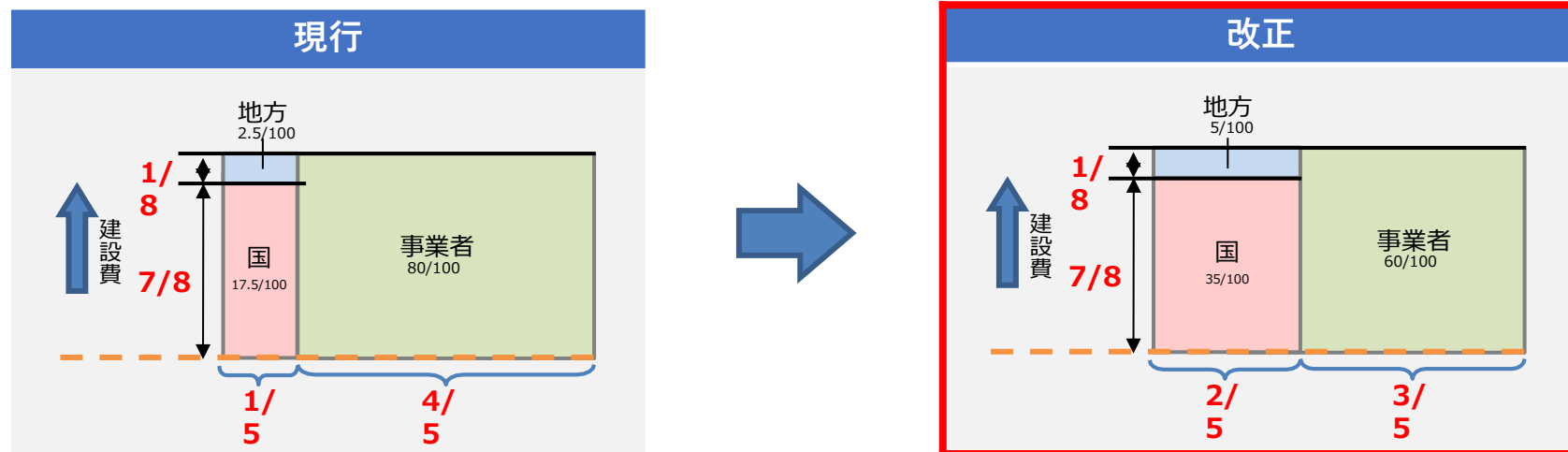
生活環境整備：福島再生賃貸住宅の令和8年度制度改正について

改正の趣旨

- 原子力災害被災地域では居住人口の回復の遅れが課題となっていることから、多様な居住ニーズに対応した生活拠点の形成や新規移住者の受け皿となる賃貸住宅の供給を促進させることにより、居住人口の回復を図る必要がある。
- 現状、12市町村における賃貸住宅については、自治体による整備が主であり、これ以上自治体による供給を進めることは、維持管理において人材、コスト両面から大きな負担であることから、今後は民間事業者による供給を促進したい意向。
- そこで、移住者も入居することができる福島再生賃貸住宅の制度改正を行うことで、福島再生賃貸住宅の民間事業者建設型の供給を進め、民間事業者主体の賃貸住宅市場の形成を加速させる。

改正内容

1. 民間事業者建設型の場合の建設費補助を【1 / 5】から【**2 / 5**】に拡充する（令和12年度まで）

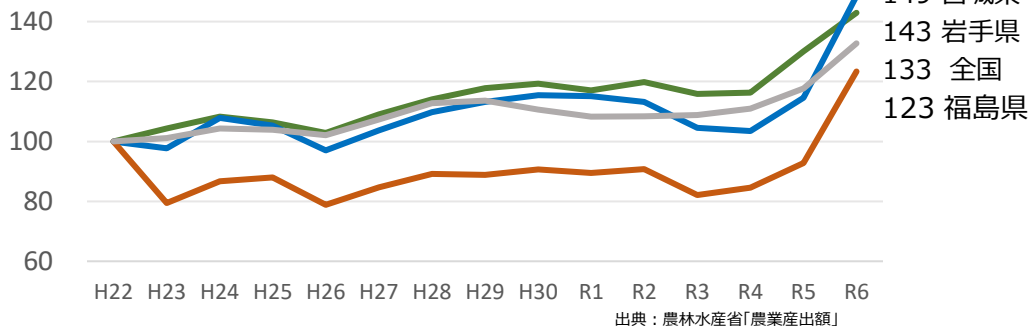


2. 目的外使用の規定を新設する：将来空き住戸が発生した場合の有効活用のため

農業の再生に向けた取組

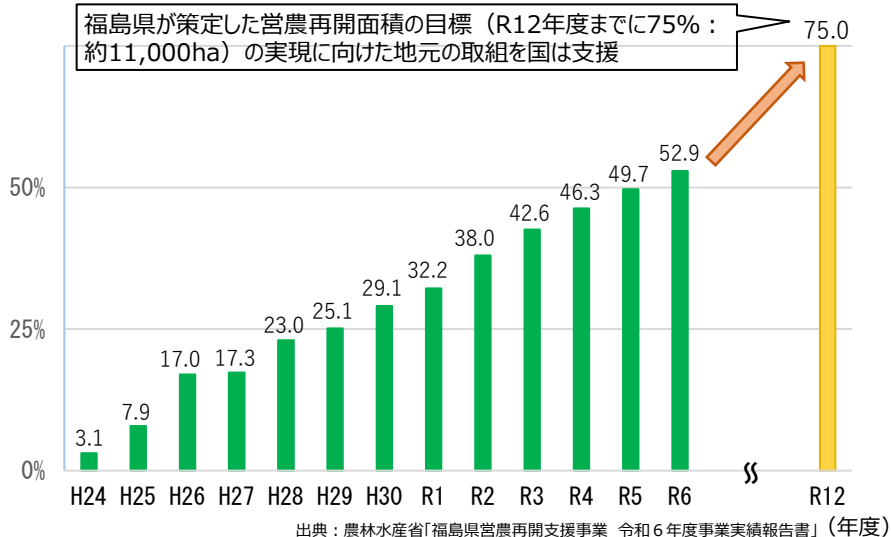
- 福島県では、インフラ復旧、機械・施設整備など営農再開に向けた一連の取組を支援してきたところ、被災12市町村の営農再開面積の割合は約5割。営農再開の加速化に向け、農地の利用集積・大区画化、6次産業化施設の整備を促進。スマート農業の推進などによる大規模で労働生産性の高い農業経営の展開、広域的な高付加価値産地の形成を推進。
- 2026年度から、営農再開に関連する事業を統合し、福島県に設置した基金を通じて一体的に推進することにより、営農再開の加速化・広域的な高付加価値産地の創出を支援している。

○ 農業産出額（H22年比）



○ 被災12市町村の営農再開面積の割合

福島県が策定した営農再開面積の目標（R12年度までに75%：約11,000ha）の実現に向けた地元の取組を国は支援



農地の利用集積・大区画化の加速化



<現状>



<計画>

ほ場整備

スマート農業技術の実証



ロボットトラクタの無人自動運転による耕作

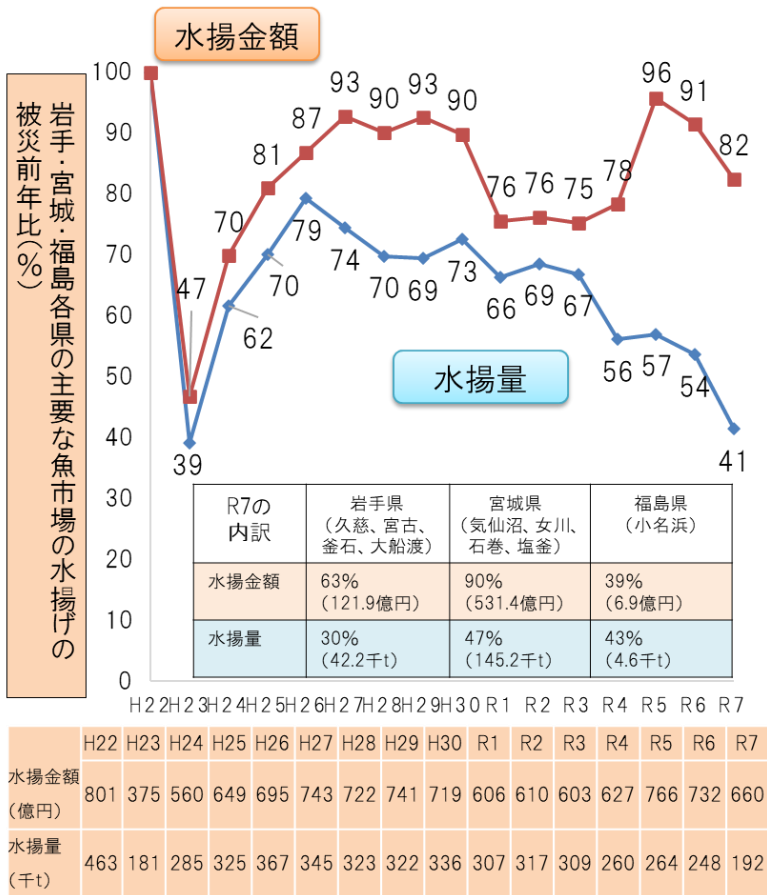


ドローンによる農薬散布

水産業の再生に向けた取組

- 漁業の水揚げは、近年の主要魚種の不漁等の影響もあり、震災前の4～6割程度にとどまっている（水揚量は岩手は4割、宮城は6割、福島は4割）。また、水産加工業の売上げも、いまだ回復途上。
- 水産加工業の販路の回復・開拓に向け、商談会の開催や加工機器の導入、量販店での販売促進等を支援。また、漁業の本格操業への移行に取り組む福島県を中心に、新漁船の導入や養殖業への転換による計画的な生産の回復や収益の向上を支援。

○ 3 県の水揚状況



※H22年は22年3月～23年2月、その他の年は2月～翌年1月。
※R7年の福島県の値は速報値

水産加工品等の流通販売支援

- 商談会開催や加工機器の導入、量販店での販促等により、**販路開拓・消費拡大**を支援。
- 専門家派遣やマッチング支援により、**事業者の経営課題解決**を支援。

加工機器の導入



量販店での販売促進



漁船漁業や養殖業の復興支援

- 地域の復興計画に基づき、**新漁船の導入**や**養殖業への転換**等によって計画的に**生産の回復や収益の向上**を図る取組を支援。
(がんばる漁業・養殖業復興支援事業)

高性能漁船



養殖いかだ



森林・林業の再生に向けた取組

- 放射性物質を含む土壌の流出を防ぐための間伐等の森林整備とその実施に必要な放射性物質対策の推進
- 「里山・広葉樹林再生プロジェクト」によるしいたけ等原木林の計画的な再生等に向けた取組の推進
- 木材製品の安全証明体制の構築やバーク（樹皮）の滞留対策の推進、特用林産物の出荷制限解除の促進等に引き続き取り組む。また、帰還困難区域を含む森林・林業の再生に向けた関係者との調整など必要な対応を進める。

森林の放射性物質対策

- 放射性物質を含む土壌の流出防止を目的とし、間伐等の森林整備と土壌流出防止柵の設置などの一体的な取組を実施。
- これまでに、約17,000haの森林整備を実施。
- 作業者の安全・安心のため、被ばく線量管理が必要な場合の留意事項をまとめた「福島県の森林・林業再生に向けた森林作業ガイドライン」を本年1月に策定。今後、本格的な整備に順次着手。



ふくしま森林再生事業

里山・広葉樹林再生

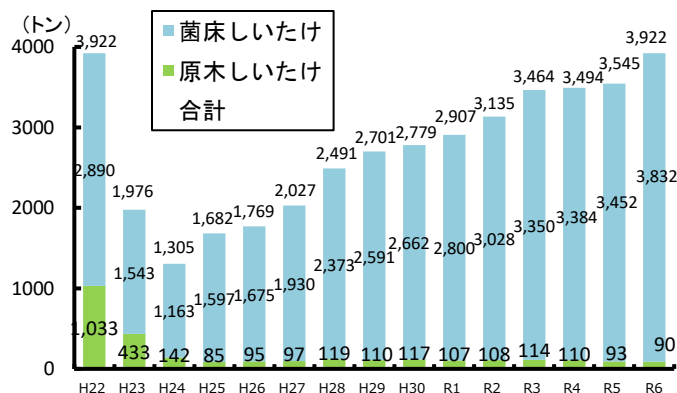
- しいたけ等原木林の計画的な再生に向けて「里山・広葉樹林再生プロジェクト」を県、団体、国が連携して推進。これまでに、約790haのコナラ林等の伐採・更新を実施。
- 伐採されたコナラ材の活用拡大に向け、民間事業者と連携してトラック荷台の床板への活用も推進。



原木林の成林

伐採後のぼう芽更新

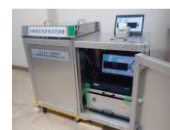
福島県におけるしいたけ生産量の推移



出典：
令和6年特用林産基礎資料

特用林産物の出荷制限の解除

- 生産資材の導入支援とともに非破壊検査機などを活用した円滑な出荷制限の解除を促進。
- これまでに、野生きのこ（まつたけ、なめこ、ならたけ、むきたけ、くりたけ、まいたけ）について、非破壊検査により出荷制限を解除。



非破壊式
放射能測定装置



非破壊検査により安全性が
確認されたまつたけ

福島イノベーション・コースト構想

- 福島イノベーション・コースト構想は、原子力災害によって失われた浜通り地域等に、新たな産業基盤の構築を目指すもの。
- 本構想は2014年に立ち上がり、2019年に「福島イノベーション・コースト構想を基軸とした産業発展の青写真」（復興庁、経済産業省、福島県）（以下、「青写真」）を取りまとめた。
- その後、2025年に青写真を改定し、①産業集積や面的サプライチェーン構築による「地域の稼ぎ」の創出、②地域課題に資するイノベーションの創出による「日々の暮らし」の向上、③これらの活動を支える、新たな活力と次世代を担う「担い手の拡大」の取組を進めている。

重点6分野

廃炉

国内外の英知を結集した
技術開発



楡葉遠隔技術開発センター

ロボット・ドローン

福島ロボットテストフィールドを
中核にロボット産業を集積



福島ロボットテストフィールド

エネルギー・環境・リサイクル

先端的な再生可能エネルギー・
リサイクル技術の確立



福島水素エネルギー研究フィールド
(FH2R)

農林水産業

ICTやロボット技術等を活用
した農林水産業の再生



トラクターの無人走行実証

医療関連

技術開発支援を通じ企業
の販路を開拓



ウェアラブルデバイス

航空宇宙

次世代航空モビリティの開発や
関連企業の競争力強化



ロボット・航空宇宙フェスタふくしま

取組の3つの柱

①「あらゆるチャレンジが可能な地域」

②「地域の企業が主役」

③「構想を支える人材育成」

新たな3つの視点

（2025年青写真改定で追加）

①「地域の稼ぎ」

産業の集積や、地元企業を含めた面的なサ
プライチェーン構築も進め、地域の稼ぎを創出

②「日々の暮らし」

地域課題の解決に資するイノベーションを創出し、
地域住民の暮らしやすさの実感を向上

③「担い手の拡大」

活動を支える新たな活力の呼び込みを進めると
ともに、次世代を担う人材育成を強化

浜通り地域等があらゆるチャレンジを可能にする「実証の聖地」となることにより、
産業集積の構築の具体化と、暮らしを支えるイノベーションの創出を促進。

（イノベーションを創出する企業例）

○大熊ダイヤモンドデバイス株式会社（大熊町） ※本社：北海道札幌市

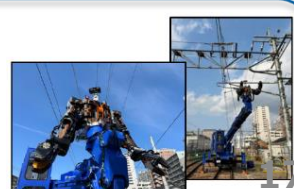
廃炉作業等の耐過酷環境での動作に必要不可欠な
「ダイヤモンド半導体」の量産化に関する研究開発等
を実施。商用化に向けて、世界初のダイヤモンド半導体
生産工場が完成（令和8年5月）。



半導体工場 完成図【大熊町】

○株式会社人機一体（南相馬市） ※本社：滋賀県草津市

ロボット重機等を開発。JR西日本等と共同で、実際の
線路における高所作業に対応した人型重機の実証を実
施。福島ロボットテストフィールドに入居後、現在は、南相
馬市産業創造センターに入居し活動。



福島国際研究教育機構(F-REI)の取組

- 福島国際研究教育機構は、世界に冠たる「創造的復興の中核拠点」を目指すものとしてR5年4月に創設。
- 福島ならではの優位性を発揮できる5つの研究分野について、研究体制の構築等を行っているところ。これまでに約50の外部への委託研究とともに、18テーマのエフレイ直営研究グループを立ち上げ、研究を実施(R8.6.5現在)。
- 施設整備は、今年度本部施設棟の建築工事に着手予定(R10年度完成目標)。R12年度までに施設全体の順次供用を目指す。

【①ロボット】



災害現場や森林作業に
役立つロボット
(パワーアバタ)



リアルハプティクス
(触覚) 技術

【②農林水産業】



ロボットトラクタの
遠隔監視運用

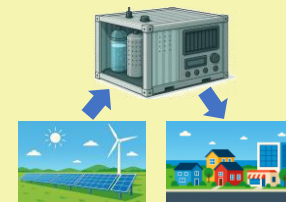


モモの高付加価値化
(長期貯蔵技術の開発等)

【③エネルギー】



カーボンニュートラルの実現
(ネガティブエミッションの
コア技術の研究開発・実証)



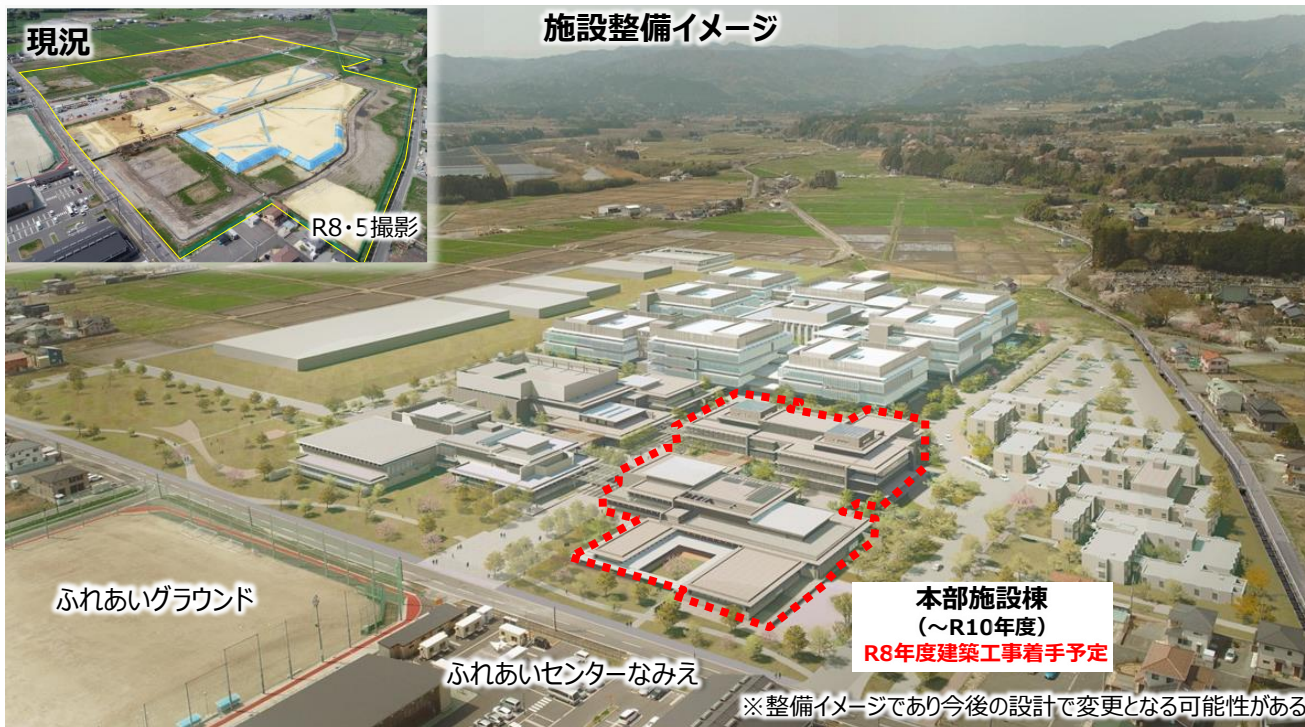
水素エネルギーネットワーク

現況



R8.5撮影

施設整備イメージ



ふれあいグラウンド

ふれあいセンターなみえ

本部施設棟
(~R10年度)

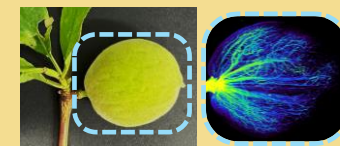
R8年度建築工事に着手予定

※整備イメージであり今後の設計で変更となる可能性がある

【④放射線科学・創薬医療、放射線の産業利用】



RIを利用したがん治療



RIを利用した植物イメージング
(モモ果実内の維管束構造の抽出)

【⑤原子力災害に関するデータや知見の集積・発信】



キノコへの放射性物質の移行抑制対策試験(野外)

風評払拭・リスクコミュニケーションの推進

- 復興大臣の下、関係府省庁のタスクフォースを開催。2025年10月、復興に向けた課題の情報発信に関する施策をまとめた「リスクコミュニケーションの分野横断的な考え方と各課題に係る情報発信等施策パッケージ（追補版）」に除去土壌の復興再生利用等にむけた取組を追加。
- 自治体が自らの創意工夫によって地域の魅力や食品の安全性等を発信する取組の支援（地域情報発信交付金）を強化。
- 日本産食品等に対する輸入規制について、直近では2025年11月に台湾が規制を撤廃し、現在までに50か国・地域で撤廃。

情報発信に係る各省の主な取組

復興庁

- ・ 風評払拭のための国内外への情報発信
- ・ 福島県及び県内市町村が自らの創意工夫によって行う風評払拭の取組への支援
- ・ 移住・定住促進のための情報発信への支援



▲ポータルサイト「福島の今」



▲海外向けポータルサイト「Fukushima Updates」

消費者庁等

- ・ 食品安全に関する情報発信

※写真出典：消費者庁「食品と放射能Q&A」（第19版）



外務省

- ・ 大使館等の在外公館施設を活用した海外向け情報発信等

文部科学省

- ・ 学校における放射線に関する教育の支援等



※写真出典：原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース 文部科学省資料

農林水産省

- ・ 放射性物質のモニタリングと情報発信
- ・ 農林水産物の販売促進

量販店の水産物販売コーナー▶



※写真出典：原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース 農林水産省資料

経済産業省

- ・ ALPS処理水に関する情報発信
- ・ 国内外の販路拡大と三陸・常磐ものをはじめとした水産物の魅力発信
- ・ 事業者と連携した情報発信

ごひいき！三陸常磐キャンペーン▶



※写真出典：原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース 経済産業省資料

観光庁

- ・ 旅行業協会の会員企業や教育旅行関係者に対する継続的な情報発信等
- ・ 福島県が実施するホープツーリズム等の取組の支援

環境省

- ・ 海域のモニタリングと情報発信
- ・ 放射線の健康影響に関する風評払拭に向けた情報発信



ぐるプロジェクト参加イベントの様子▶

原子力規制委員会

- ・ 環境放射線モニタリングとその結果のわかりやすい情報発信

福島県における空間放射線量率の状況
(令和7年9月3日) ▶



環境再生に向けた取組

- 2025年5月に「福島県内除去土壌等の県外最終処分の実現に向けた再生利用等の推進に関する基本方針」、2025年8月に当面5年程度のロードマップを決定。
- 2025年7月に総理大臣官邸で復興再生利用を施工し、9月以降、霞が関の中央官庁の花壇等11箇所施工。
- 現在は、ロードマップに沿って、霞が関の中央官庁以外の各地にある各府省庁の分庁舎等での復興再生利用について、検討を進めている。

復興再生利用の実施



▲総理大臣官邸



▲中央合同庁舎第4号館
(駐車場前花壇)

有識者会議の設置

県外最終処分等に向けた技術的検討について、専門的知見を活用するため、令和7年9月に有識者会議を設置。



▲環境再生に関する技術等検討会
(第1回)

呼称「復興再生土」の決定

復興再生利用の必要性・安全性に係る理解促進のため、復興再生利用に用いる除去土壌の呼称を「復興再生土」と決定。

環境大臣会見時▶
(2025年9月26日)



現地見学会

▼中間貯蔵施設



▼再生利用実証事業



イベントへの出展



▲大阪・関西万博での展示
(2025年9月)

パネルディスカッション

理解醸成活動の一環として、除去土壌等の県外最終処分・復興再生利用についてともに考え、理解を深めるためのパネルディスカッションを実施。

開催時の様子▶
(2025年9月 東京都千代田区)



風評対策タスクフォース

- ・ 復興再生利用の情報発信を盛り込んだ「施策パッケージ（追補版）」を策定。
- ・ 復興大臣が各省に復興再生利用の必要性・安全性等に係る徹底した情報発信の展開、国民の理解醸成及び復興再生利用の推進を指示。

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水・処理水対策

- 廃炉については、「東京電力ホールディングス(株)福島第一原子力発電所の廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」を踏まえ、使用済燃料プールからの燃料取出し、燃料デブリの試験的取出し及び大規模取出しに向けた準備工程の具体化など、廃炉に向けた取組が進められている。
- 汚染水対策については、各種の対策を進めた結果、令和7年度の汚染水の発生量は約60m³/日であり、対策前の汚染水発生量（540m³/日）と比較しても約9分の1まで低減している。
- ALPS処理水の処分については、令和5年8月に海洋放出が開始され、令和8年5月31日現在、通算19回の海洋放出が完了。これまでのモニタリング結果や国際原子力機関（IAEA）による評価から、ALPS処理水の海洋放出が安全に行われていることが確認されている。

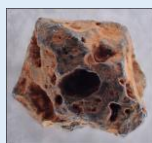
廃炉・汚染水対策

燃料デブリ取出し

- 令和6年11月及び令和7年4月、2号機において、燃料デブリの試験的取出しに成功。
- 令和7年7月、3号機における燃料デブリの大規模取り出しに向けた準備工程を公表。



1 回目採取した燃料デブリ



2 回目採取した燃料デブリ

使用済燃料プールからの燃料取出し

- 3号機、4号機では取出しを完了。
- 2号機では令和8年6月取出し開始。
- 1号機では取出しに向けた準備作業を実施中。



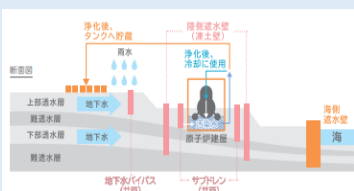
1号機
ダストの飛散防止のために建屋を覆う大型カバーの設置完了



2号機
燃料取出し開始

汚染水対策

凍土壁、サブドレン等の取組により、汚染水の発生量は大幅に低減。

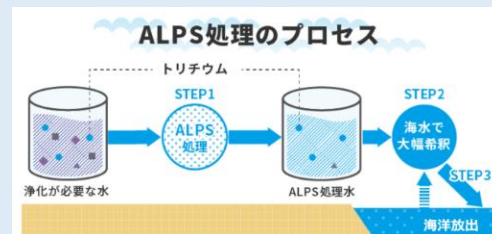


汚染水発生メカニズムと対策イメージ

処理水対策

ALPS処理水について

- ALPS処理水とは、東京電力福島第一原子力発電所の建屋内にある放射性物質を含む水について、トリチウム以外の放射性物質を、安全基準を満たすまで浄化したもの。
- トリチウムについても安全基準を十分に満たすよう海水で大幅に薄めてから放出している。（薄めた後のトリチウムの濃度は、国の安全基準の40分の1（WHO飲料水基準の約7分の1）未満。）



※イラスト出典：経済産業省ホームページ

海域モニタリングの実施

放出後、関係機関で、海水、水産物等のモニタリングを行っており、これまで人や環境に対して影響がない水準であることを確認している。



※写真提供：原子力規制委員会

記憶・教訓の後世への継承

1. 国営追悼・祈念施設

- 東日本大震災による犠牲者への追悼と鎮魂、震災の記憶と教訓の継承、国内外に向けた復興に対する強い意志の発信のため、地方公共団体が設置する復興祈念公園の中に、国が中核的施設となる丘や広場等を整備

【岩手・宮城】令和2年度末に整備完了

【福島】令和8年5月2日に開園

2. 伝承施設・伝承団体

- 令和5年3月に「るるぶ特別編集 東日本大震災伝承施設ガイド」を発行した後、令和7年3月に改訂版を発行するとともに、英訳版（電子版のみ）を作成。
- 被災地の伝承団体、伝承プログラムを紹介する「伝承プログラムガイド」を作成し日本語版・英語版ともに令和8年4月に公表

3. ノウハウの普及展開・復興政策の評価

①「復興政策10年間の振り返り」（令和5年8月公表）

- 第1期復興・創生期間の終了に至るまで（平成23年度～令和2年度）の復興に係る政府の組織や取組の変遷、復興の進捗状況等について、資料を収集・整理し、外部専門家等の意見も聞き、評価や課題をとりまとめ

② 東日本大震災の復興に係る知見の提供

- 「復興政策10年間の振り返り」を、石川県知事、珠洲市長、能登町長に手交するとともに、石川県内の被災自治体に配布
- 石川県で、東日本大震災の復興に尽力された経験者による講演会を開催
- 来日したウクライナ政府関係者等へ、復興の知見を提供

【国営追悼・祈念施設（福島県）】



【左：るるぶ特別編集 東日本大震災伝承施設ガイド】

【右：伝承プログラムガイド】



日時：令和6年6月24日（月）13：30～15：00

講演者：女川町長 須田善明氏

テーマ：復興に対する考え方と取り組み～被災地復興の1事例として～